第105期報告書

2020年4月1日から
2021年3月31日まで

事業報告
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書　謄本
会計監査人の監査報告書　謄本
監査等委員会の監査報告書　謄本

中越パルプ工業株式会社

（添付書類）

事 業 報 告 （2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1.　企業集団および当社の現況

(1)　企業集団の主要な事業内容（2021年３月31日現在）

区　　分	主 要 な 事 業 内 容
紙・パルプ製造事業	一般洋紙、包装用紙、特殊紙、板紙及び加工品原紙、パルプの製造並びに販売
発電事業	売電事業
その他の事業	紙加工品の製造並びに販売、造林・緑化事業及び木材チップ、薬品の製造並びに販売、運送業、建設業、倉庫業、ナノフォレスト事業等

(2)　企業集団の主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

①　当社

本　社	東京本社（東京都千代田区） 　※登記上の本店は東京都中央区 高岡本社（富山県高岡市）
支社・営業所	大阪営業支社（大阪府大阪市） 名古屋営業所（愛知県名古屋市） 福岡営業所　（福岡県福岡市） 北陸営業所　（富山県高岡市）
工　場	川内工場（鹿児島県薩摩川内市） 高岡工場（富山県高岡市） 生産本部　二塚製造部（富山県高岡市） ナノフォレスト事業部製造課（鹿児島県薩摩川内市）

②　子会社

連結子会社	三善製紙株式会社（石川県金沢市） 株式会社文運堂　（東京都渋谷区） 中越緑化株式会社（富山県高岡市） 中越物産株式会社（鹿児島県薩摩川内市） 中越ロジスティクス株式会社（富山県高岡市） 中越テクノ株式会社（富山県高岡市） 共友商事株式会社　（東京都千代田区） 中越エコプロダクツ株式会社（富山県高岡市）

③　関連会社

持分法非適用会社	O&Cアイボリーボード株式会社（東京都中央区） OCMファイバートレーディング株式会社（東京都中央区） O&Cペーパーバッグホールディングス株式会社（東京都中央区）
O&Cペーパーバッグホールディングス株式会社傘下子会社（持分法適用会社）	中越パッケージ株式会社（東京都文京区） 中部紙工株式会社（愛知県半田市） 王子製袋株式会社（東京都中央区） 王子包装（上海）有限公司（中国） Japan Paper Technology (Viet Nam) Co.,Ltd.（ベトナム） Japan Paper Technology Dong Nai (VN) Co.,Ltd.（ベトナム）

(3) 企業集団の従業員の状況（2021年３月31日現在）

①　企業集団の従業員の状況

区　　分	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ製造事業（発電事業含む）	839名	7名増
その他の事業	565名	25名減
合　計	1,404名	18名減

（注）　発電事業につきましては、紙・パルプ製造事業と兼任しているため紙・パルプ製造事業に含めて表示しております。

②　当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
794名	３名増	44.0才	22.5年

(4) 重要な子会社の状況（2021年３月31日現在）

①　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
三善製紙株式会社	100	100.0	洋紙の製造及び販売
株式会社文運堂	96	100.0	紙製品の製造及び販売
中越緑化株式会社	58	100.0	造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売
中越物産株式会社	80	100.0	運送業、造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売、紙加工業
中越ロジスティクス株式会社	55	100.0	運送業及び紙加工業
中越テクノ株式会社	20	100.0	各種機械類の設計施工及び修理
共友商事株式会社	10	100.0	保険代理業

（注）　資本金および出資比率の単位未満は切り捨てて表示しております。

②　特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

2.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

情報伝達手段の電子媒体へのシフトや少子高齢化の進展など市場環境の構造的な問題に伴う需要の減少に加えて、2020年度は、初頭からの新型コロナウイルス感染症拡大に起因する景気減速が紙の消費にも影響を及ぼし、国内市場が停滞するなか、紙パルプ事業においては生産および販売の減少を余儀なくされる状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは中期３ヶ年計画「フォワード304」の達成年度として、需要減退に対応したグループ事業領域の再構築の推進や、ナノフォレスト事業など新規事業分野の展開、既存事業の発展強化に注力してまいりました。

当期の営業成績につきましては、下期後半は景気回復に期待が高まる状況のなか、需要の裾野が広い非塗工紙を中心とした消費の持ち直しを適宜捉え、販売数量の確保に注力したものの、期初からの新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動の落ち込みが激しかったことにより、売上高は81,938百万円と前期に比べ13,202百万円の大幅な減収となりました。

収益面では、徹底したコスト削減対策の推進など損失の削減に努めましたが、販売減少による収益悪化の影響を吸収するに至らず、営業損失347百万円（前年同期は2,057百万円の営業利益）、経常損失319百万円（前年同期は1,985百万円の経常利益）となりました。

また当期は、休止中の高岡工場５号抄紙機の減損損失を特別損失として計上したことなどで、1,052百万円の親会社株主に帰属する当期純損失となりました。

なお当期の期末配当金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて紙の需要が大きく減退し厳しい収益状況にあることから、内部留保の充実を優先し、中間期末と同様に無配とさせていただきます。

株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

可能な限り早期に復配ができるよう努めるとともに、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

各事業部門別売上高および利益の状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区　分	報告セグメント			その他	合計
	紙・パルプ製造事業	発電事業	計		
外部顧客への売上高	67,360	7,131	74,491	7,446	81,938
セグメント間の内部売上高又は振替高	3,219	―	3,219	9,715	12,935
計	70,580	7,131	77,711	17,162	94,873
セグメント利益又は損失（△）	△2,150	1,562	△587	139	△448

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

○紙・パルプ製造事業

新型コロナウイルス感染症によるイベントの自粛等の影響で販売数量が減少したことや、販売減少に伴い減産したことにより、大幅な減収減益となりました。

○発電事業

安定操業の維持に努めたことや、隔年で行っているボイラーの定期検査が今年度はなかった影響もあり増収増益となりました。

○その他の事業

紙・パルプ製品の減産減販の影響で生産設備の稼働率が低下したことや高岡工場の設備更新による定期点検停止が前年と比較して長期間となったことなどで紙断裁選別包装・運送事業等の紙・パルプ製造事業を補助する「その他の事業」において減収減益となりました。

(2) 資金調達の状況

当期におきましては、手元流動性を厚くするため借入金を増加いたしました。

（単位：百万円）

区　分	第105期（当期末）	第104期（前期末）	増　減
短期借入金	30,568	32,850	△2,282
長期借入金	22,796	13,864	8,931
合　計	53,364	46,715	6,649

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は4,930百万円となりました。主な設備投資は次のとおりで、新規事業、収益性の向上および生産性を維持するための工事を行っております。

①当期中に完成した主要設備

川内工場　　1号抄紙機　ヘッドボックス更新工事

高岡工場　　特別高圧変電所　機器更新工事

②当期継続中の主要設備

高岡工場　　4号回収ボイラ　炉底水管更新工事

中越エコプロダクツ㈱　マプカ新工場　建設工事

3. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区　分	第105期(当期) (2020年4月1日 2021年3月31日)	第104期 (2019年4月1日 2020年3月31日)	第103期 (2018年4月1日 2019年3月31日)	第102期 (2017年4月1日 2018年3月31日)
売　上　高(百万円)	81,938	95,140	96,716	94,824
経常利益又は損失(△)(百万円)	△319	1,985	121	△1,293
親会社株主に帰属する当期純利益又は純損失(△)(百万円)	△1,052	919	721	△5,206
1株当たり当期純利益又は純損失(△)(円)	△78.85	68.85	54.04	△389.96
純　資　産(百万円)	47,455	48,464	48,461	49,276
総　資　産(百万円)	123,490	120,833	123,646	126,064

(注) 1．百万円未満は切り捨てて表示しております。
2．2017年10月1日付けで普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又は純損失（△）は、第102期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

第102期は、電子化の一層の進展や発行部数の減少で新聞用紙・印刷情報用紙は、大幅に需要が縮小しました。包装用紙や製品パルプの販売強化、印刷情報用紙の価格復元に注力してまいりましたが、北陸地域の豪雪による操業トラブル、二塚製造部の送受電設備の故障による電力販売の減少、古紙や重油、薬品など原燃料価格の高騰の影響により経常損失となりました。また二塚製造部の固定資産の減損損失を特別損失として計上したこともあり、当期純損失となりました。

第103期は、中期３ヶ年計画「フォワード304」をスタートさせました。グループ事業領域の再構築のほか、紙・パルプ事業部門における収益基盤の発展強化、セルロース・ナノファイバーの事業展開や合弁事業による新規事業にも積極的に取り組み始めました。新聞用紙、印刷情報用紙の需要減少が進むなか、製品価格の復元、製品パルプのラインナップの拡充などに取り組んだ結果増収となりました。原燃料価格の高騰や高板・加工原紙事業の品質確立の遅れなどにより収益を圧迫しましたが、前年に比べ増益となりました。また当期は投資有価証券の一部を売却しました。

第104期は、期の後半にかけて風水害による経済打撃や国内景気の成長鈍化、加えて新型コロナウイルス感染症拡大などの影響で生産・販売が減少した結果、減収となりましたが、製品価格の復元効果の維持や市況動向を注視したパルプ事業の推進、脱プラスチック社会に向けた高板・加工原紙事業の収益体制の構築に取り組んだ結果、増益となりました。最終損益は、固定資産の除却損や株式市場の低迷の影響による投資有価証券の評価損を計上し、その他税金費用等を差し引いた結果、増益となりました。

第105期（当期）は、前記「2.(1) 事業の経過およびその成果」に記載したとおりであります。

(2) 当社の財産および損益の状況の推移

区　分	第105期(当期) (2020年４月１日 2021年３月31日)	第104期 (2019年４月１日 2020年３月31日)	第103期 (2018年４月１日 2019年３月31日)	第102期 (2017年４月１日 2018年３月31日)
売上高(百万円)	76,644	89,140	90,728	88,534
経常利益又は損失（△）(百万円)	△577	1,596	△500	△1,806
当期純利益又は純損失（△）(百万円)	△1,204	654	172	△5,626
１株当たり当期純利益又は純損失（△）(円)	△90.22	49.00	12.91	△421.37
純資産(百万円)	40,918	42,205	42,400	43,560
総資産(百万円)	114,297	112,884	116,629	119,150

（注）１．百万円未満は切り捨てて表示しております。
２．2017年10月１日付けで普通株式10株につき１株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、１株当たり当期純利益又は純損失（△）は、第102期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は依然として収束の見込みがなく、社会・経済活動への影響は当面の間継続し、回復までには時間を要するものと推測されます。

当社グループは、現在の経済情勢においても安定的に収益を確保すること、また新型コロナウイルス感染症の収束後においても紙の需要はもとの水準まで回復しないことを想定した収益体制の確立を喫緊の課題として、事業戦略推進室を設置し、生産体制の再構築を含めた新しい中期経営計画の策定・実践を推進してまいります。

１．事業基盤の強化

新規販路の開拓による販売量の確保や、発電設備を含め操業トラブルの未然防止による安定操業の維持、生産効率向上や、新たな発想でのコスト削減により事業の基盤強化に取り組んでまいります。

２．不採算事業の見直し

ニーズに見合った事業体制の再編、グループ外商権の獲得など収益改善に取り組んでまいります。

３．成長事業、新規事業への取り組み

成長事業、新規事業への積極的な経営資源投資を軸とした、事業領域の拡大に向けた諸施策を早期に立案・実施し、また中越エコプロダクツ事業、ナノフォレスト事業および高板・加工原紙事業について、さらにスピードを上げて取り組んでまいります。

①中越エコプロダクツ事業

富山県の高岡工場で建設を進めている新素材マプカ製造工場については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けスケジュールが大幅に遅れておりますが、製造設備の早期営業運転を目指して取り組んでまいります。

海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックによる環境汚染が世界規模で問題となっているなか、ポストプラスチック素材として成長が期待される新素材マプカの普及拡大に向けた取り組みを推進してまいります。

②ナノフォレスト事業

当社のセルロース・ナノファイバー（以下ＣＮＦ）「nanoforest®」は、音響機器や卓球ラケット、和楽器、スニーカーのラバーソールに採用されたほか、エレクトロニクス関連への応用など、多岐に渡った分野での実用化に向けて取り組んでおります。

富山県の高岡工場の高機能ＣＮＦパイロットプラント設置計画を早期に実現するとともに、樹脂関連のみならず幅広い分野への採用拡大を推進し、事業性を高め収益に貢献することを目指してまいります。

③高板・加工原紙事業

当社が取り組んでいるＯ＆Ｃアイボリーボード株式会社における高板・加工原紙事業については、さらなる効率操業と品質安定化、コストダウンを全社を挙げて推し進め、脱プラスチック問題への社会意識が高まるなか、食品容器用途分野におけるプラスチック代替製品の需要獲得や新規分野への展開を進めてまいります。

当社グループは、安全、環境、品質、コンプライアンスを、企業活動を永続的に行ううえでの基本とし、あらゆるステークホルダーから「愛され信頼される」企業グループとなることを希求するとともに、地球規模での環境問題への対応や、紙の新しい価値の創造、資源の有効活用や再生可能エネルギーの利用推進、健康経営の推進など、ＥＳＧ（環境・社会・ガバナンス）の強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5.　会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	植 松　　久	営業本部管掌
取　　締　　役	三 浦　　新	資源対策本部長、経営管理本部・内部監査室・東京事務所管掌
取　　締　　役	地 蔵 繁 樹	生産本部長、高板・特殊用紙特命担当、開発本部管掌
取　　締　　役 (常任監査等委員)	小 林　　敬	(常勤)
取締役（社外） (監 査 等 委 員)	杉 島 光 一	公認会計士、税理士
取締役（社外） (監 査 等 委 員)	山 口 敏 彦	弁護士

（注）１．当期中の取締役の異動
　　2020年6月25日退任
　　　代表取締役社長　　加藤　明美
　　2020年11月30日退任（辞任による退任）
　　　専務取締役　　　　大島　忠司
　　　　（退任時の担当および重要な兼職の状況）
　　　　　経営管理本部長、内部監査室・東京事務所管掌

２．当期中の役付取締役の異動
　　2020年6月25日就任
　　　代表取締役社長　　植松　　久

３．取締役（監査等委員）杉島光一氏、山口敏彦氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。

４．監査等委員杉島光一氏は、公認会計士として長年に亘り会計監査業務をはじめ、事業再編、内部統制構築等に関するアドバイザリー業務など様々な活動に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見と幅広い見識を有するものであります。また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

５．監査等委員山口敏彦氏は、弁護士として高度で幅広い知見を有しており、豊富な実務経験と専門的知見を活かして監査等委員としての職務を果たしております。また同氏につきましては、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

６．取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室との連携を充実させ、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、常任（常勤）の監査等委員を選定しております。

7．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）杉島光一氏および山口敏彦氏との間で、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

8．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる第三者訴訟および株主代表訴訟の損害額等を当該保険契約により補填することとしています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む）および執行役員であり、すべての保険料を全額当社が負担しております。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を、2021年２月26日開催の取締役会において決議いたしました。

イ）決定方針の内容の概要

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の安定的・持続的な向上を図るための報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的な報酬については、各取締役の職責に応じた固定報酬を支払うこととする。

2．取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定めた内規に基づいて決定するものとする。

3．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬等の内容の決定については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は代表取締役社長が、会社の業績や経営内容、職責および考課等を総合的に勘案して、内規に定めている一定の基準に従い、取締役の個人別の報酬額を決定することとする。

ウ）当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、株主総会および取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長植松久が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限は、会社の業績や経営内容、職責および考課等を総合的に勘案して、内規に定めている一定の基準に従い決定するものであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況等を客観的かつ的確に捉えつつ、各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は2016年６月28日開催の第100期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は６名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年６月28日開催の第100期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております。

当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。

(3) 取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員(名)	支給額(百万円)
取　締　役 (監査等委員である取締役を除く。)	5	111
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (２)	33 (13)
合　　計	8	145

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア）取締役会および監査等委員会への出席状況

地　位	氏　名	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
社外取締役 (監査等委員)	杉島　光一	14回開催中　13回出席 出　席　率　92.8%	13回開催中　12回出席 出　席　率　92.3%
社外取締役 (監査等委員)	山口　敏彦	14回開催中　14回出席 出　席　率　100.0%	13回開催中　13回出席 出　席　率　100.0%

イ）取締役会および監査等委員会における発言状況

・杉島光一氏は取締役会においては、長年に亘る公認会計士としての豊富な経験と、他会社の社外監査役として培われた見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適確な助言、提言を行っております。

監査等委員会においては、幅広い知見を活かして監査等委員会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適宜、適切な発言を行っております。

・山口敏彦氏は取締役会においては、弁護士としての法律に関する高度な知見と経験とコンプライアンスに関する高度な知見を活かして、取締役会の意思決定の適法性、妥当性、適正性を確保するための適確な助言、提言を行っております。

監査等委員会においては、専門的な見地から監査等委員会としての意思決定の妥当性、適正性を確保するための適宜、適切な発言を行っております。

ウ）社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

・杉島光一氏には、公認会計士としての豊富な経験や知見、他会社の社外監査役としての豊富な経験を活かし、経営の意思決定に客観的な視点で携わっていただき、意思決定における妥当性・適正性を確保するための的確な助言・提言をいただいております。

・山口敏彦氏には、法律の専門家としての豊富な経験・知見を活かし、当社の経営に参画していただき、経営の意思決定において適法性、妥当性、適正性の観点から的確な助言・提言をいただいております。

6.　会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　45,000,000株

（2）発行済株式の総数　13,354,688株
（自己株式　3,820株含む）

（3）株主数　8,108名（対前期末比　457名の減）

（4）大株主（上位10名）

株　　主　　名	持株数（千株）	持株比率（%）
王子ホールディングス株式会社	2,753	20.62
日本紙パルプ商事株式会社	710	5.32
株式会社北陸銀行	573	4.29
新生紙パルプ商事株式会社	564	4.23
国際紙パルプ商事株式会社	534	4.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	495	3.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	482	3.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口４)	415	3.11
株式会社みずほ銀行	401	3.00
農林中央金庫	401	3.00

（注）1. 持株数の千株未満および持株比率の単位未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

7.　主要な借入先（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

借　　入　　先	借　入　額
農林中央金庫	10,420
株式会社みずほ銀行	10,390
株式会社北陸銀行	9,892

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

8.　会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当社の会計監査人としての報酬等の額　37百万円

②　当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額　37百万円

（注）　監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況および報酬見積りについて、過年度の実績等を勘案し、その妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性・専門性および内部統制体制、監査計画、監査の方法と結果など職務執行の状況について審議の上、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

9.　業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　代表取締役社長は、取締役および使用人の職務の適法性を確保するため、行動指針として「経営理念」および「中越パルプ工業グループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。

② 内部監査室は、当社グループ全体の運営状況について、監査する権限を持ち、独立した立場で客観的にリスク評価と業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。
③ 社内および社外に「内部通報窓口」を設置するとともに、「目安箱」を設置するなど、法令遵守はもとより、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整える。
④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として屈しない態度を貫くことを宣言し、平素から警察等の外部専門機関と連携を取りながら毅然とした対応を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
① 取締役の職務執行に係る文書ならびに情報等については、文書管理規程に従い書面または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。
② 取締役は、取締役の職務の執行に係る文書ならびに情報等について、必要に応じて閲覧することができる。
③ 情報管理の複雑化に対応するセキュリティー管理体制の構築を図るため、情報システムに関する規程を定め運用・管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
① 内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上起こりうるあらゆるリスクの監視、発見にあたる。
② あらゆるリスクを未然に防ぐ態勢を強化するとともに、リスク発生時に迅速かつ適切な対応ができる管理体制の確立を図る。
③ 監査等委員会は、必要に応じ会計監査人または他の取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査等委員会において必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。
　ⅰ　会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
　ⅱ　取締役の職務遂行に関する不正行為
　ⅲ　取締役の法令、定款に違反する重大な事実

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
① 取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客観性を高めるために独立社外取締役を２名以上置き、幅ひろい見識と先見力で経営の監視を受ける。
② 重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。日常の職務遂行については、業務分掌規程に基づき、各部門の責任

者がその権限の範囲内で意思決定を行う。

③ 取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、その結果を定期的に検証し、評価・改善を行い、業務の効率化を実現する。

(5) 当社および子会社からなる企業集団におけるその他業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

① 経営管理担当取締役は、グループ事業に関する統括部門の責任者として、グループ企業の独立性を尊重しながら、常に業務プロセスに関する法令遵守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行う。

② 当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれの業務執行にあたり、適正を確保するための体制を確立する権限と責任を有している。

③ 監査等委員会は、独自にまたは会計監査人と連携して当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について監査を行い、その結果を監査等委員会で検証し、必要に応じて改善等の指導を行う。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。

② 監査等委員会は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査等委員会運営に関する事務など監査等委員会を補助する業務については、監査等委員会規程において定める担当部門がこれに当たるため、現在専属の使用人は配置していない。

(7) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、職務の執行状況等について随時報告を行い、監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し随時その職務に関する報告を求める。
② 監査等委員会は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。
③ 財務諸表の適正性については、ＩＴを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を確保している。

(8) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

① 監査等委員会は、必要に応じて当社と子会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行うことができる。
② 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の遵守および業務執行、経営の透明性の確保、適時開示、諸リスクに対する内部統制、資産の保全管理、子会社への指導、連結経営などの状況把握のため重要会議に出席している。
③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との懇談、当社と子会社各部門への聴取と意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い、および監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。
④ 当社は、監査等委員会への報告を行った者が、これを理由に不利益な扱いを受けることのないよう内部通報規程により保護しており、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底する。

（運用状況の概要）

当社グループは、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、行動規範、規則等を定め、当社および子会社の全役職員に周知徹底を図ることで、当社における最適なガバナンスの実現に向けて取り組んでおります。

当期の運用状況につきましては、内部統制委員会を年２回開催して、内部監査や内部通報の状況、コンプライアンスに関する職場ミーティングの実施状況などについて確認を行いました。

この結果、当社グループの経営に重大な影響をおよぼす事項、内部通報規程に定める是正対象事項や法令・定款に違反する行為等は認められなかったことから、内部統制システムは適正に運用されていると判断しております。

10. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主価値と企業価値の持続的向上を目指し、業績の状況や企業体質の強化ならびに今後の事業展開等を勘案しながら充分な株主資本の水準を維持するとともに、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

現段階において、経営責任の明確化と経営の透明性を確保するためにも株主総会において、剰余金の配当等の決議を諮ることが適切であると考えておりますので、当社は、定款に会社法第459条第１項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりません。

これからも株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

11. 取締役会の実効性の評価

当社は、毎年、取締役会のさらなる機能の向上と実効性を確保することを目的として、取締役全員（監査等委員を含む）を対象に、第三者機関による自己評価アンケートを実施しております。

全般的なコーポレートガバナンスの分析・評価を行うため、取締役会の構成、運営、議論、モニタリング機能、社外取締役のパフォーマンス、取締役に対する支援体制、トレーニング、株主や投資家との対話、自身の取り組み、監査等委員会などの視点に基づくアンケートを実施しました。

アンケート結果について取締役会で報告・検証を行った結果、取締役会の実効性は適切に確保されていると判断しております。

一方で抽出された課題については、取締役会の機能強化に向けて取り組むべき課題であるとの認識を共有するとともに、今後十分な検討・議論を重ねて、出来得る対応を順次進めていくことで、取締役会のさらなる実効性の確保に努めてまいります。

連結貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**53,041**	**流動負債**	**47,425**
現金及び預金	15,575	支払手形及び買掛金	11,802
受取手形及び売掛金	21,286	短期借入金	30,568
商品及び製品	8,586	リース債務	29
仕掛品	420	未払法人税等	133
原材料及び貯蔵品	4,319	賞与引当金	466
その他	2,855	その他	4,425
貸倒引当金	△2	**固定負債**	**28,608**
固定資産	**70,448**	長期借入金	22,796
（有形固定資産）	**(54,293)**	リース債務	52
建物及び構築物	17,070	退職給付に係る負債	5,598
機械装置及び運搬具	27,318	関係会社事業損失引当金	49
土地	7,558	その他	111
建設仮勘定	1,900	**負債合計**	**76,034**
その他	445	**純資産の部**	
（無形固定資産）	**(246)**	**株主資本**	
無形固定資産	246	**資本金**	**18,864**
（投資その他の資産）	**(15,908)**	**資本剰余金**	**16,253**
投資有価証券	7,768	**利益剰余金**	**11,929**
関係会社長期貸付金	5,040	**自己株式**	**△7**
繰延税金資産	2,680	**株主資本合計**	**47,039**
その他	472	**その他の包括利益累計額**	
貸倒引当金	△52	**その他有価証券評価差額金**	**745**
		為替換算調整勘定	**△70**
		退職給付に係る調整累計額	**△306**
		その他の包括利益累計額合計	**368**
		非支配株主持分	**47**
		純資産合計	**47,455**
資産合計	**123,490**	**負債純資産合計**	**123,490**

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		81,938
売上原価		68,126
売上総利益		**13,811**
販売費及び一般管理費		14,159
営業損失		**347**
営業外収益		
受取利息	84	
受取配当金	128	
持分法による投資利益	51	
雑収入	192	456
営業外費用		
支払利息	235	
雑損失	191	427
経常損失		**319**
特別利益		
投資有価証券売却益	0	
固定資産売却益	2	3
特別損失		
固定資産除却損	184	
減損損失	482	
投資有価証券評価損	0	
その他	111	778
税金等調整前当期純損失		**1,093**
法人税、住民税及び事業税	111	
法人税等調整額	△152	△40
当期純損失		**1,052**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純損失		**1,052**

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年４月１日残高	18,864	16,253	13,315	△7	48,426	385	△48	△345	△8	47	48,464
当連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当(△)			△333		△333				—		△333
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,052		△1,052				—		△1,052
自己株式の取得(△)				△0	△0				—		△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—	360	△21	39	377	0	378
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	△1,386	△0	△1,386	360	△21	39	377	0	△1,008
2021年３月31日残高	18,864	16,253	11,929	△7	47,039	745	△70	△306	368	47	47,455

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

注 記 表（連結）

（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等）

1.　連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……８社

主要な連結子会社の名称

……………㈱文運堂、三善製紙㈱

主要な非連結子会社の名称

……………中越パルプ木材㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社４社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数……６社

会社等の名称

……………中越パッケージ㈱、中部紙工㈱、王子製袋㈱、王子包装（上海）有限公司、Japan Paper Technology (Viet Nam) Co.,Ltd.、Japan Paper Technology Dong Nai (VN) Co.,Ltd.

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社等の名称

……………中央紙工㈱

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3.　連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4.　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

・時価のないもの

主として移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却は以下の方法を採用しております。

当社

本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）………定率法を採用しております。

川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課……定額法を採用しております。

連結子会社………主として定率法

（但し、当社の本社及び連結子会社は、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	７～50年
機械装置及び運搬具	４～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解（注14））を適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………金利スワップ

ヘッジ対象………借入金

③ヘッジ方針

金利スワップは、借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用しております。なお、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

(6) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記表においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

○固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

川内工場グループ（紙・パルプ製造事業）及び川内ナノフォレスト製造設備グループ（帳簿価額合計15,455百万円）に関して、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。その結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、原則として、管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行っております。収益性の低下や土地・建物等の時価下落等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

川内工場グループに関しては、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する景気減速や、電子媒体へのシフト及び少子高齢化など構造的問題での紙需要の減少に伴う収益性の低下により減損の兆候があると判断しています。

川内ナノフォレスト製造設備グループに関しては、セルロース・ナノファイバーについては製品化の途上にあり、収益に貢献できている状況ではなく、今後も一定の投資が必要と見込まれており、当該資産グループに減損の兆候があると判断しています。

判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

当該資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当期の実績及び翌年度計画等を基礎としており、新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難と考えておりますが、ワクチン接種の進展に伴い、2022年３月期は徐々に落ち着きを取り戻すという一定の仮定に基づいております。

安定した営業収益の計上、将来の修繕計画及び主要な資産の今後の使用見込み等を主要な仮定としており、不確実性が否めないため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

○繰延税金資産の回収可能性

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　2,680百万円

2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。新型コロナウイルス感染症による影響について、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えておりますが、ワクチン接種の進展に伴い、2022年３月期は徐々に落ち着きを取り戻すという一定の仮定に基づく将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

		左記に対応する債務	
建物及び構築物	5,328百万円	短期借入金	2,600百万円
機械装置及び運搬具	1,639	長期借入金	3,502
土　　地	2,113	支払手形及び買掛金	7
合　計	9,082	合　計	6,109

2. 有形固定資産の減価償却累計額　250,105百万円

3. 保証債務

昭和木材有限会社	72百万円
従業員（住宅融資）	31
合　計	104

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
富山県高岡市	遊休資産	建物及び構築物	358百万円
		機械装置及び運搬具	100
		計	459
東京都中央区	遊休資産	建物及び構築物	22
		その他(有形固定資産)	0
		計	22

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記資産グループについては、休止し、遊休資産となりましたため、別のグルーピングとし、当該資産グループに係る当社で保有している資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式総数　普通株式　13,354,688株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
2020年 6月25日	普通株式	333百万円	25円00銭	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額　3,550円96銭
2. 1株当たり当期純損失　78円85銭

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（金融商品に関する注記）

1.　金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2) を参照してください。)

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	15,575	15,575	—
(2) 受取手形及び売掛金	21,286	21,286	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,266	3,266	—
(4) 関係会社長期貸付金	5,040	5,119	78
(5) 支払手形及び買掛金	(11,802)	(11,802)	—
(6) 短期借入金	(30,568)	(30,568)	—
(7) 長期借入金	(22,796)	(22,725)	△70
(8) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 関係会社長期貸付金

時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記 (8) 参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記 (7) 参照)

(注2) 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額4,502百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

貸借対照表（2021年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**51,153**	**流動負債**	**46,467**
現金及び預金	15,101	支払手形	413
電子記録債権	161	買掛金	6,173
売掛金	19,790	電子記録債務	2,860
商品及び製品	7,889	短期借入金	23,949
仕掛品	379	１年内返済予定の長期借入金	7,818
原材料及び貯蔵品	4,113	リース債務	12
前払費用	169	未払金	207
短期貸付金	3,233	未払法人税等	65
未収入金	163	未払消費税等	617
その他の流動資産	153	未払費用	3,253
貸倒引当金	△2	賞与引当金	305
固定資産	**63,143**	設備関係支払手形	75
（有形固定資産）	**(50,581)**	設備関係電子記録債務	566
建物	11,997	その他の流動負債	147
構築物	3,175	**固定負債**	**26,912**
機械及び装置	26,829	長期借入金	22,796
車両及び運搬具	0	リース債務	31
工具・器具・備品	356	退職給付引当金	3,925
土地	7,178	長期預り金	2
リース資産	40	関係会社事業損失引当金	49
建設仮勘定	1,001	資産除去債務	107
（無形固定資産）	**(238)**	**負債合計**	**73,379**
ソフトウェア	230	**純資産の部**	
その他の無形固定資産	7	**株主資本**	
（投資その他の資産）	**(12,324)**	資本金	18,864
投資有価証券	3,643	資本剰余金	
関係会社株式	1,410	資本準備金	15,971
長期貸付金	11	資本剰余金合計	15,971
関係会社長期貸付金	5,040	利益剰余金	
長期前払費用	192	利益準備金	1,254
繰延税金資産	1,857	その他利益剰余金	4,340
その他の投資	207	特別償却準備金	198
貸倒引当金	△40	固定資産圧縮積立金	62
		別途積立金	12,300
		繰越利益剰余金	△8,219
		利益剰余金合計	5,594
		自己株式	△7
		株主資本合計	**40,423**
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	494
		評価・換算差額等合計	**494**
		純資産合計	**40,918**
資産合計	**114,297**	**負債純資産合計**	**114,297**

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		76,644
売上原価		63,837
売上総利益		**12,806**
販売費及び一般管理費		13,448
営業損失		**641**
営業外収益		
受取利息	91	
受取配当金	124	
雑収入	266	483
営業外費用		
支払利息	227	
雑損失	191	419
経常損失		**577**
特別利益		
有価証券売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	183	
減損損失	482	
投資有価証券評価損	0	
その他	110	776
税引前当期純損失		**1,353**
法人税、住民税及び事業税	15	
法人税等調整額	△163	△148
当期純損失		**1,204**

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
2020年４月１日残高	18,864	15,971	15,971	1,254	5,879	7,133
当期中の変動額						
特別償却準備金の取崩(△)			―		―	―
固定資産圧縮積立金の取崩(△)			―		―	―
剰余金の配当(△)			―		△333	△333
当期純損失(△)			―		△1,204	△1,204
自己株式の取得(△)			―		―	―
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）			―		―	―
当期中の変動額合計	―	―	―	―	△1,538	△1,538
2021年３月31日残高	18,864	15,971	15,971	1,254	4,340	5,594

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	△7	41,962	243	243	42,205
当期中の変動額					
特別償却準備金の取崩(△)		―		―	―
固定資産圧縮積立金の取崩(△)		―		―	―
剰余金の配当(△)		△333		―	△333
当期純損失(△)		△1,204		―	△1,204
自己株式の取得(△)	△0	△0		―	△0
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）		―	251	251	251
当期中の変動額合計	△0	△1,538	251	251	△1,287
2021年３月31日残高	△7	40,423	494	494	40,918

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

（その他利益剰余金の内訳）

（単位：百万円）

	その他利益剰余金				
	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
2020年４月１日残高	341	63	12,300	△6,825	5,879
当期中の変動額					
特別償却準備金の取崩(△)	△143			143	―
固定資産圧縮積立金の取崩（△）		△0		0	―
剰余金の配当(△)				△333	△333
当期純損失(△)				△1,204	△1,204
自己株式の取得(△)					―
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）					―
当期中の変動額合計	△143	△0	―	△1,394	△1,538
2021年３月31日残高	198	62	12,300	△8,219	4,340

（注）　百万円未満は切り捨てて表示しております。

注 記 表（個別）

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券………①子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
②その他有価証券
・時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの
移動平均法による原価法

たな卸資産……… 商品・製品
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
半製品・仕掛品・原材料・貯蔵品
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産………（リース資産を除く） 本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）…定率法を採用しております。
川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課…定額法を採用しております。
（但し、本社は、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10～50年　機械及び装置 ４～17年

無形固定資産………（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

長期前払費用……… 定額法を採用しております。

リース資産……… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.　引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金………　売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金………　従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金………　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の事業年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

関係会社事業損失引当金………　関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

4.　ヘッジ会計の方法

(1)　ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、金利スワップ取引について、「金利スワップの特例処理」（金融商品に係る会計基準注解(注14)）を適用しております。

(2)　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段………金利スワップ

ヘッジ対象………借入金

(3)　ヘッジ方針

金利スワップは借入金に係る将来の金利変動リスクをヘッジするために使用しております。

なお、実際の借入元本の範囲内で金利スワップ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(4)　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて、「金利スワップの特例処理」の適用要件を充足しておりますので、有効性の判定を省略しております。

5.　消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

（表示方法の変更）

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記表においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

○固定資産の減損損失の認識の要否

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

川内工場グループ（紙・パルプ製造事業）及び川内ナノフォレスト製造設備グループ（帳簿価額合計15,444百万円）に関して、減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について使用価値をもって検討を行いました。その結果、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

○繰延税金資産の回収可能性

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　1,857百万円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1.　担保に供している資産

		左記に対応する債務	
建　　物	4,831百万円	短期借入金	2,600百万円
構 築 物	497		
機械及び装置	1,639	長期借入金 (1年以内返済分を含む)	3,502
土　　地	2,086		
合　計	9,054	合　計	6,102

2.　有形固定資産の減価償却累計額　241,227百万円

3.　保証債務

中越エコプロダクツ株式会社	1,584百万円
昭和木材有限会社	72
従業員(住宅融資)	31
合　計	1,688

4.　関係会社に対する金銭債権・金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	4,977百万円
短期金銭債務	9,150

(損益計算書に関する注記)

1.関係会社との営業取引	売上高	4,847百万円
	仕入高	32,867
2.関係会社との営業取引以外の取引高		185

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末の自己株式の種類及び株式数	普通株式	3,820株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,201百万円
投資有価証券評価損	366
減損損失	1,064
ゴルフ会員権評価損	25
資産除去債務	32
賞与引当金	93
繰越欠損金	1,136
その他	293
繰延税金資産小計	4,214
評価性引当額	△2,088
繰延税金資産合計	2,126
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△153百万円
特別償却準備金	△87
固定資産圧縮積立金	△27
繰延税金負債合計	△268
繰延税金資産の純額	1,857

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社文運堂	(所有)直接100%	紙の販売	同左(注1, 注6)	3,193百万円	売掛金	1,267百万円
子会社	中越ロジスティクス株式会社	(所有)直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息(注2)	△88百万円 1百万円	短期借入金	1,377百万円
子会社	中越物産株式会社	(所有)直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息(注2)	49百万円 1百万円	短期借入金	1,434百万円
子会社	中越エコプロダクツ株式会社	(所有)直接51%	債務保証	同左(注3)	1,584百万円	—	—百万円
関連会社	O&Cペーパーバッグホールディングス株式会社	(所有)直接45%	資金の貸付	資金の貸付(純額) 受取利息(注4)	△311百万円 9百万円	短期貸付金	1,516百万円
関連会社	O&Cアイボリーボード株式会社	(所有)直接50%	資金の貸付	資金の貸付(純額) 受取利息(注4)	△630百万円 73百万円	短期貸付金 関係会社長期貸付金	630百万円 5,040百万円
関連会社	OCMファイバートレーディング株式会社	(所有)直接16%	輸入チップの購買	同左(注5, 注6)	12,239百万円	買掛金	1,741百万円

(注1) 紙の販売については、市場価格を勘案し、決定しております。
(注2) 取引条件は、中越パルプ工業株式会社グループのＣＭＳに参加する企業相互間で余剰資金を融通するため、当社と参加会社である中越ロジスティクス株式会社及び中越物産株式会社との間で締結されたＣＭＳ基本契約書によります。
(注3) 債務保証については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。
(注4) 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、担保は受入れておりません。
(注5) 輸入チップの購買については、売買基本契約書等に基づき一般の取引条件を参考に決定しております。
(注6) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（１株当たり情報に関する注記）

1.	１株当たり純資産額	3,064円83銭
2.	１株当たり当期純損失	90円22銭

(注) 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

事業報告
連結計算書類等
計算書類等
監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

中越パルプ工業株式会社
取締役会　御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　向山　典佐　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小川　聡　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中越パルプ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2021年５月14日

中越パルプ工業株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　向山　典佐　㊞

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　小川　聡　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第105期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会など月次に行われる重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会に出席し、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、主要な子会社の本社及び事業所を訪問し、質問等を行いました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを往査立ち合い等により確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．　監査の結果
（１）事業報告等の監査結果
①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果
会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月14日
中越パルプ工業株式会社
監査等委員会

常任監査等委員(常勤)　小　林　　敬　㊞
監査等委員　杉島　光一　㊞
監査等委員　山口　敏彦　㊞

(注)　監査等委員杉島光一と監査等委員山口敏彦は会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株　主　メ　モ

事業年度
　毎年４月１日から翌年３月31日まで
株主総会
　定時株主総会　毎年６月
基準日
　定時株主総会の議決権　毎年３月31日
　期末配当金　　　　　　毎年３月31日
　中間配当金　　　　　　毎年９月30日
　その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
公告方法
　電子公告により当社ホームページに掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
単元株式数
　100株
上場証券取引所
　東京証券取引所市場第一部
株主名簿管理人および特別口座管理機関
　三井住友信託銀行株式会社
　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

郵送物送付先	三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
電話照会先	電話　0120-782-031（フリーダイヤル）
同取次窓口	三井住友信託銀行株式会社全国各支店

株式事務手続きに関するお問い合わせ先
◆証券会社に口座をお持ちの場合

各種変更のお手続き	お取引の証券会社
単元未満株式の買取	お取引の証券会社
未払配当金の照会・支払	上記　株主名簿管理人

◆特別口座の場合

各種お手続き等	上記　株主名簿管理人および特別口座管理機関

特別口座に記録されている株式は、特別口座のままでは市場での売買はできません。
証券会社等で口座を開設していただき、お振り替えいただくことをお勧めいたします。

中越パルプ工業株式会社（証券コード　3877）
（お問合わせ先）
〒933-8533　富山県高岡市米島282
TEL　0766-26-2401（代表）
ホームページ　http://www.chuetsu-pulp.co.jp/